

Title	アンジェロ・ピエロ・セレーニ著『イタリアにおける国際法の歩み』(二)
Sub Title	A.P. Sereni, "The Italian conception of International Law" (2) (New York 1943)
Author	Sereni, A.P.(Mori, Seiichi) 森, 征一(Omori, Masahito) 大森, 正仁
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1998
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.71, No.3 (1998. 3) ,p.73- 99
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19980328-0073">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19980328-0073</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

アンジェロ・ピエロ・セレーニ著  
『イタリアにおける国際法の歩み』(二)

森 征 一  
大 森 正 仁 / 監訳

第一部 ルネサンス

第三章 イタリア国家間の国際的紛争の処理

イタリアの諸都市コムーネによる近接諸地域および封建諸侯の制圧や、コムーネ間の対抗、海洋都市間の容赦のない抗争、そして、最終的には、ルネサンス後期の、イタリアにおける盟主権を確立しようとする試みを阻止しようとする力の均衡を保つために行われた、僭主間およびイタリアの

諸君主国間の紛争―これらすべての要因は、ルネサンス期のイタリア国家の間に、絶え間ない戦争を引き起こした。この影響は、イタリア半島のみに限られるものではなかった。なぜなら、海洋都市間の争いは、地中海全域にわたって行われたのであり、しばしば、その海外の植民地をも巻き込んだからである。

平和的処理

しかしながら、これら、大陸において行われたイタリア国家間の戦争の範囲とその深刻さについて、過度に強調す

るのは避けなければならない。とくにコムーネの時代においては、これらの戦争は頻繁に無数に行われたにもかかわらず、それほど激しい形で行われたものではなかった。ときに、これらは、何年にもわたることがあったが、大部分、軍事的な小競り合いとか略奪であった。殺された者よりも捕虜になった者のほうが遙かに多く、捕虜にされた者も、原則的には、身代金の支払いによつてすぐに解放されたのである。休戦は、開戦に劣らず、簡単に速やかに行われた。講和は、たとえそれが、速やかに新しい諸々の不和に道を譲り、その結果、新しい諸々の講和を導く運命であつたとしても、不和のすぐ後にやつてきた。<sup>(1)</sup>戦う者たちの頭の中には、常に、和合と平和の理念があつた。今日、様々な民族の間に存在するような根の深い道徳的、倫理的な分裂はなかつたからである。ルネサンス期のイタリア人たちは、政治的に分断されていても、強い道徳的一体性を形成しており、すべての者が共通の国に所属していると、すでに感じていたのである。<sup>(2)</sup>

イタリアの国家間における紛争はまた、紛争に直接巻き込まれていない半島の他の多くの国々に深刻な損害を与えた。実際、戦争は、通商と交流の障害であつた。そのうえ、頻繁な領土侵入と様々な国家に属する領土が混じり合つて

いる結果、敵対行為は、しばしば、非戦闘国に属する地域に持ち込まれた。最終的には、中立国は、僭王国や君主国の時代には、敗戦した側と同様、圧倒的勝利により、戦闘国に有利な形で勢力の均衡が乱されるのを防止することを望んだ。それゆえ、イタリアの諸国家は、戦争を回避するか、一旦戦争が開始されたならば、その終結を速めることに利益を感じていた。教皇庁も同様の利益を有していたが、それは人道主義的な理由や均衡の原則に沿つていふ理由からだけではなく、イタリア国家間のすべての争いが、この時代を通じて教皇達が一貫して推進しようと企ててきた、異教徒達に対抗するキリスト教勢力の連合 (Coalition) を組織することへの障害となつたからである。

これらの要因により、なぜイタリア国家間の争いにしばしば別の権力が介入したのかが説明される。この種の介入は、普通、全ルネサンス期を通じてイタリアにおいてしばしば用いられた手続である仲介 (mediation) の形式をとつた。一一九九年、アステイ市は、キエーリ市とトリノ市との間の仲介に入り、翌年、和平に持ち込んだ。一二七〇年には、フランス国王であるルイ九世の仲介が、一方のジエノヴァ、もう一方のヴェネツィアおよびピサの間で五年間の休戦をもたらし、その後、これを同盟させた。一三八

一年七月にはまた、教皇の仲介によって、ヴェネツィアとジェノヴァとの間で平和条約が締結されたが、この任務は教皇がサンタ・クロッチェの枢機卿に委任したのであった。一四二八年四月一日には、平和条約がヴェネツィア、フイレンツェ、ミラノ間で締結された。一四五四年には、シチリア王が、その代理人であるニコラス司教を通じて、アレクサンドリアに関する紛争において、ミラノ市とモンフェラート侯との間で仲介者として行動した。同年、エステ侯は、ヴェネツィアとアラゴン王との間で、仲介者として行動した。ルネサンス期に行われた仲介の手続と、今日行われている仲介との間に大きな違いはなかった。どちらの場合においても、仲介者は、主に外交的経路を通じて、調停的な (conciliatory) 行為をしたのである。今日におけるのと同様、しばしば、善意での尽力をする気にさせるだけの自らの、かつ直接的な利害が仲介者の側にはあった。このような理由から、説得の作業には、係争国の一つ、またはすべてに対する事実上の強制を伴うことが時折あり、多くの場合において、周旋がどこで終わり、うわべだけの仲介者の立場からの介入と政治的圧力がどこで始まるのかという疑いがあった。仲介が、公然とした介入にまでなりさがるような事例も存在した。<sup>(3)</sup>

この時代の豊富な史料の調査はまだし尽くされてはいないが、入手可能な記録から、国際仲裁が、とくに北イタリアにおいて、一二世紀初頭から一五世紀末にかけて非常に広く利用されていたことがわかる。<sup>(4)</sup> 「仲裁」という言葉は、ここでは、二国間の紛争を処理するために、国際法廷によってなされる、当事国を拘束する決定をいう。<sup>(5)</sup>

仲介や仲裁は、ルネサンス期のイタリアにおいて用いられた、国際紛争の防止あるいは平和的解決のための手続と区別することができるであろう。

国際仲裁と異なる手続には、皇帝の主権に従属する権力——従属都市や封建諸侯など——の間の紛争に皇帝が介入することがあった。そのような場合、皇帝は、裁判官としての自らの資格においてではなく、皇帝自身の利益のために、その臣民の間における平和を保持する大君主として介入したのである。

紛争処理のために各当事者が、法に従って決定を行うよう拘束される本来の仲裁人を任命せず、代わりに、もっぱら任命当事者の利益を保護することを委ねられた代理人を任命したときもまた、この言葉の専門的な意味での仲裁ではなかった。戦争によって生じる、または税金の恣意的徴収によって生じる損害賠償を決定するにしばしば創設

された混合委員会は、このカテゴリーに属するものであった。一九四四年に、ある混合委員会がそのような目的のもとで、ポロニーヤとフェラーラの間で創設された。このような委員会はまた、領土移譲に起因する問題解決について任命されたが、たとえば、一四五四年八月三〇日の条約に従って設立されたミラノ・サヴォイア間の混合委員会がそうである。これらの委員会は、現代のいくつかの条約によって定められている調停委員会に類似した機能を有していた。

仲裁人の性格は、いくつかの条約、とりわけ平和条約において、その条項の違反がないことを確認するために任命された平和の保持者 (conservatori della pace) にあるとすることはできない。それゆえ、平和の保持者の機能は、司法的というよりもむしろ監視的であつた。<sup>6)</sup>

条約の執行を確実にするため、時として保証人、すなわち、債務不履行当事国に対抗することを誓約する第三国の任命を規定する条項が作られた。混合委員会と「平和の保持者」が仲裁と併用された時代もあった。ミラノとサヴォイア公間の一四五四年の条約は、混合委員会に提起された問題を同委員会が解決できなかった場合は、仲裁によって決せられると定めた。一五六六年、サヴォイアのエマヌエ

ーレ・フィリベルトは、一方がフィレンツェ、他方がルツカおよびフェラーラの間で紛争において、友好的な合意に達することが不可能と判断される場合には、仲裁人 (arbitrator) の資格で決定を下すことができるという了解の下で、仲介者 (mediator) として任命された。両当事者の間で合意が成立しなかったため、同公爵は仲裁を下したが、この文書は同公爵のために「ピエリーノ・ベッリ (Pierino Belli)」によって作成されたものだった。一三七九年二月二六日に締結されたミラノとヴェネツィア間の条約においては、条約の解釈に関する紛争がある場合には、仲裁人として行動するという了解の下で、一名の「平和の保持者」が任命された。

仲裁に訴えるという方法は、時として二国間のすべての紛争に関しても合意された。たとえば、一二三五年のヴェネツィアとジェノヴァの間の条約があげられる。しかしながら、仲裁は、通常は、戦争の損害賠償の清算や関税問題に関する紛争<sup>7)</sup>、封建上の権利または境界紛争といった、あまり重要でない特定の事項に関わる紛争の解決だけに用いられていたが、仲裁のなかには、特筆すべき政治上の重要な問題を解決したものもあった。一方がミラノ、マントヴァ、ペルージャおよびシエナ、他方がフィレンツェ、ポロ

ーニヤ、パドヴァ、イーモラおよびその他の都市の間の一三九一年一月二八日と一三九二年一月二六日の仲裁<sup>(8)</sup>、そして、前記のサヴォイアのエマヌエーレ・フィリベルト公の仲裁は、ガルファニャーナ地方に関し、広大な領土の運命を決定したのだった。一五三〇年の皇帝カール五世(Charles V)の決定では、エステ家のアルフォンソに対して、フェラーラ、モデナおよびレッジョに対する完全な主権を与えた(アルフォンソは、以前、教皇の宗主権の下でこれらの都市を保有していた)。条文の解釈から生ずる紛争に仲裁による解決を定める条項が、多くの条約に盛り込まれた。たとえば、ミラノ、フィレンツェおよびその他様々なイタリア諸都市の間の一三五三年一月一〇日の平和条約や、ミラノ公とモンフェラート侯との間の一三七七年七月七日の平和条約、ミラノとヴェネツィアの間の一三七九年二月二六日の平和条約、ミラノとサヴォイアの間の一四五四年八月三〇日の平和条約がそうである。和解決項を規定する特定の方法が、ヴェネツィア、フィレンツェ、ジェノヴァ、および他のイタリア諸都市によって一四四三年に適用された。紛争当事者は、一四四三年一月二〇日に、同当事者らの間に下された裁定を受け入れることで、同様の問題に関する将来のすべての紛争を仲裁に付すよう、自

ら拘束されることを宣言した。

コムーネ間の争いにおいて、仲裁人はしばしば他のコムーネであり、仲裁人としてのコムーネは自身の代表を通じて紛争に判断を下した。これは、同輩による審判(judicium parium)というゲルマン人の原則の適用であったが、これに従って、都市が都市間の紛争において仲裁人として任命され、また、君主間の紛争においては、君主が仲裁人として選任された。ときには、教皇が仲裁人に選ばれることもあった。仲裁人は、ボローニヤ、ペルージャ、パドヴァの仲裁人のように、職業法律家または法学部全体といった個人であることが多かった。ときに、当事者により指名された仲裁人は、仲裁人同士で意見の一致がない場合に備えて、審判人(umpire)を指名する権限を与えられた。たとえば、スイスのルツェルン州、ウリ州、ウンターヴァルデン州によるミラノ公への領土の割譲に関する一四二六年の条約におけるものがそうであった。僭主制(signorie)の時代には、一般に君主が仲裁人として指名された。すでに述べたように、ミラノとフィレンツェ同盟との間の一三九二年一月二〇日から二六日にかけての仲裁において、仲裁人は、ジェノヴァ市の統領本人、四人の評議員により代表されるジェノヴァ市、およびローマ教皇大使であるリカ

ルド・カロゾーロであった。

仲裁に付される紛争の争点は主に事実に関連していたので、仲裁人は一般に衡平と善により (ex aequo et bono) 決定する権限を与えられた。一方がヴェネツィアとフィレンツェ、他方がミラノとの間の、一四五三年四月二六日に宣言されたニコロ・デステとサリュース候ルイによる仲裁裁定において、仲裁人は「我々は、当事者の間では、仲裁人の方法よりも裁定人および好意的調停人のそれに従うことを表明する。(Potius sequentes viam arbitratorum et amicabilem compositorum quam arbitratorum, inter dictas partes dicimus)」と明確に宣言した。しかし、このケースにおいてさえ、仲裁 (arbitration) と仲介の区別はきわめてはつきりしていた。

イタリアの仲裁手続は、それが厳格に法的な性格を有していたという点で、この時期に他の国において行われていた手続とは異なっていた。<sup>(9)</sup> 当時のイタリアにおける法理論と実務の進歩は、国際関係の分野に好ましい影響を与えた。仲裁裁判に先だって、一般に、当該争点を詳しく述べ、仲裁人の任命、文書や摘要書 (Brial) の提出、証人の尋問、判決の言渡し、および執行の条件や保証をとくに述べることによつて、遵守すべき手続き上の規則を定める詳細な仲

裁契約があつた。ドゥモン<sup>(10)</sup>が出版したミラノとフィレンツェ同盟との間の一三九一年二月二八日および一三九二年一月二六日の仲裁に関する文書は、遵守された手続についてはつきりと示している。一般に、仲裁裁定については上訴することはできなかった。

判決の執行を保証するために、様々な工夫が用いられていた。訴訟の当事者となつた有名な市民が、言い渡された判決に厳正に従うことを誓約したり、人質が交換されたり、破門状が脅しの道具として使われたりしたのである。債務を履行しない当事者に対しては損害賠償が算定された。一三一八年には、フェラーラの人々はヴェネツィアとの裁定に違反したために、教皇の特使により破門された。債務を履行しない当事者に対しては違約罰 (penalties) が合意された。たとえば、一二三六年のサヴォイアのトマーゾとピニエローレ (Pigneroles) との間、一二六三年のベルガモとクレモナとの間、一二七六年のヴェローナとマントヴァとの間の仲裁契約がそうである。一四三三年の一方がヴェネツィアとフィレンツェ、他方をミラノとする仲裁において、当事者は、その当時としては莫大な金額である一〇万フィオリノ金貨の罰金を定めた。もちろん、裁定が尊重されない事件はかなり多かつた。<sup>(11)</sup> さらに、判決が尊重さ

れた多くの事件においては、これは、既判力 (res judicata) の權威を尊重するというよりも、むしろ仲裁人と勝訴した当事者が、敗訴した当事者に対して行使することができる圧力によるものであることは確かであった。

ルネサンス期におけるイタリアにおいて、国際仲裁が頼みとされたことには多くの理由があった。私法制度としての、仲裁を通じて満足のいく結果が獲得されたので、イタリアの諸都市は、国家間の関係にこの制度を広げた。私法と公法、そして国際法の間<sup>(11)</sup>に当時あつた相互関係により、この移行は難しくはなかった。当時広く普及していた国家の世襲的概念もまた、私法制度を国家間の関係に拡大するのに役立った。ムーネの時代の北部イタリアにおいて仲裁がしばしば用いられたことの説明をする独自の学説が、近年、スイス人著作家フライによって提示された。彼の見解によると、イタリアのムーネは、その紛争に対する皇帝の干渉を排除し、自らの主権と独立を確認するために、自分たちが選任した私的仲裁人、あるいは他の都市による仲裁に訴えたというのである。フライの説の正確さは、皇帝が、一般に、イタリアにおける仲裁を気に入らなかつたという事実によって確認されるように思われる。

仲裁は、イタリアでは、一五世紀の終わり頃に衰退し始

め、次の世紀の中頃までに、事実上なくなつた。この衰退は、ある意味では、常設公使館の設立と外交経路を通じて国家間の紛争を解決する実行によるものであつた。この方法が失敗に終わった場合には、直接、武力の行使に頼つた。しかしながら、イタリアにおける仲裁の消滅は、当時の他のすべてのヨーロッパ諸国においてと同様、とくに、ルネサンス期の終わりに国際関係に生じた変化によるものであつた。一七世紀および一八世紀には、国際社会は、ヨーロッパの諸大国間における政治的、経済的覇権のための闘争によって、完全に無秩序になつた。その後、国際関係はたんなる実力の関係になつた。そのような種類の社会において、仲裁制度の存立基盤がなかつたことは明らかである。

### 戦争の法規制

一二世紀から一三世紀の間にイタリアの広範な地域で行われた農園と封建領主の制圧は、ピエモンテと南イタリアをのぞいたる所において、私的な戦争 (private war) を激減させるという結果をもたらした。ヨーロッパの他の国々ではまだ私的な紛争が多くみられたが、イタリアでは、都市国家の時代の初めから、戦争は一般的に公的な戦争、すなわち、国家間の本格的な紛争の性格を帯びていた。<sup>(12)</sup>後



に触れるように、この問題を扱っていた当時の著述家達は、公的な戦争の特徴は、イタリアの都市国家間の戦争にあることで意見の一致をみている。

イタリア諸国家によって行われた戦争が比較的穏やかであったのは、イタリア人に軍事的勇氣がなかったせいではない。イタリア人は、レニャーノにおいてドイツ人に対して、また海外遠征の折には異教徒に対して、その勇猛さを見せてきた。しかし、戦争の場合には、その領土の狭さゆえに、イタリア諸国家の領土全体が戦域となつてしまい、文字どおり国際交流に基づいているその貿易は、多大な損害を受けた。したがって、戦争の害悪は、すべてのイタリア人の眼の前にかなり直接的に存在していたので、それが、あえて近隣の都市に対して軍事的危険を冒すようなことについて、強力な抑止力となつたのである。さらに、きょうの勝者は、明日は我が身となる可能性を考えて、敗者からそれほど過度な取立てを行わなかつた。要するに、戦争は、イタリア中で害悪と考えられており、決して戦利品を得るための幸運な機会などではなかつたのである。<sup>(14)</sup>このことはまた、イタリアにおいて、ルネサンス当初から、戦争行為に適用され、とくに戦争の害悪を減らすことを狙いとしたなんらかの法的規律が存在した理由を説明している。戦争

があまり行われなくなつた僭主制と君主制 (principalities) の時代には、戦争に関する法原則の確立にさらに加えられた要素は、傭兵隊 (compagnie di ventura) の創設であつた。傭兵隊は、軍事作戦行動をかなり明確な法規則に従わせた。しかしながら、それは非戦闘員にとつては、<sup>(15)</sup> コムーネの時代にあつた規則よりもっと厳しいものであつた。

休戦協定の遵守、財産とまではいかないとしても、市民の生命の尊重、さらに捕虜に対するある程度の人道的な扱いは、コムーネの時代に始まり、イタリア都市国家によつて一般的に実行されていた。<sup>(16)</sup>一二一三年のトレヴィーゾ・ヴェローナとの境界地方の都市間の条約には、捕虜の扱いに関する、厳格かつ人道的な規則がおりこまれていた。捕虜については、殺すことも傷つけることも投獄することも、また、不衛生な状況におくこともできなかった。捕虜の衣服は奪われるべきではないということも定められていた。タリアアコツォの敗戦後、捕虜となつていたスワビア家のコンラディンを、一二六八年一〇月二九日に、ナポリのアンジュー家のシャルルが打ち首にしたことは、イタリア中に大きな衝撃を与えるものであつた。捕虜を殺すことは合法であるか否かが広く議論され、この問題は、少なくとも

原則としては、否定的に判断されることが普通であった。アンジュー家のシャルルの行為を正当化する特別な理由が、この特殊なケースにおいて存在したと考える法学者によってさえも、否定的に判断された。休戦の遵守と非戦闘員の尊重に関する有名な規則が定められた一一七九年の第三回ラテラノ会議も、おそらくこうしたイタリアの慣行の影響を受けたものである。

イタリアの君主達が外国人傭兵を雇うようになってから、イタリアの戦争のモラルのレベルはかなり低下することになった。傭兵と彼らが味方をして戦う国とを結ぶものは、報酬以外にはなにもなかった。その結果、傭兵は敵、味方にかかわらずなく、市民やその財産に対してなんの敬意も払うことなく、財産を無慈悲に荒らした。逆に、兵士たち自身の間では、傭兵の使用は戦争への恐怖を和らげることになった。というのも、敵を殺したり傷つけたりすることよりも、身代金目当ての捕虜の方に重きがおかれるようになったからである。

#### 復仇 (reprisals)

イタリアは復仇の制限、後にはその廃止への動きが最初に起こった国である。<sup>(17)</sup>「復仇状 (reprisals)」や、「捕獲免

許状 (letters of marque)<sup>(18)</sup>」という言葉によって、権力者が臣民に対し、外国の臣民を捕虜にしたり、あるいは物品を没収したりする権限を与えた許可証のことを意味した。

このような許可証は、通常、復仇状が向けられる臣民の国の市民の違法行為によって、損害を被った人に対して与えられた。したがって復仇状は、通常、許可を受けた者が被った損害を埋め合わせるのに必要な分だけ認められるものであった。復仇は陸においても海上においても行われた。

これは、もっぱら敵の海上貿易に損害を与える目的で行われていた私的拿捕 (privateering) とは区別された。私的拿捕は戦争状態の存在を意味するものであるが、復仇は平和時にのみ認められるものであった。

復仇はイタリアをその起源とするものではない。この慣行は中世の終わりに起こったもので、ある社会集団の一員が部外者に対して行った悪行について、全員で連帯して責任を取るというゲルマンの原則に基づくものであった。しばしば恣意的に許可され、実行されたこの復仇の慣行は、一定の国々の間に慢性的な戦争状態をもたらした。したがって、イタリアの法学者達は、この制度をひどく嘆いており、また、この制度は、さらに、ローマ法の原則とも大きく矛盾した。復仇を廃止、あるいは少なくとも制限する欲

求に突き動かされたバルトルスは、その重大性を誇張し、その中に、ローマ帝国の没落において示される、自らの罪のために人々に与えられる神の罰の結果を見た。

復仇は、ローマ帝国が正当な権威を保持して存在していた時代においては、当たり前のことでも日常的なことでもなかった。しかし、ローマ帝国が長い間にわたって衰退し、国王、君主、そして都市までもが（ことにイタリアにおいては）、少なくとも事実上、世俗的な事項における上位の権威をもちや認めなかったために、不正が行われた場合に、訴えうる上位の権力が存在しないという罪をわれわれが犯した後、次第に復仇に訴えることがきわめて頻繁になり、このようにして復仇は当たり前で、日常的なことになった。

これが、バルトルスが自らの著作『復仇論 (Tractatus repressarum)』の序文の中で描いた復仇のイメージであった。<sup>(19)</sup>しかしながら実際には、イタリアにおいては、復仇は、現在一般に信じられているほど普通に行われたわけではなく、また、イタリアは、復仇を厳格な法的制限の下において最初の国であった。<sup>(20)</sup>それは、人道的な動機によるというよりも、実際的な理由のためであった。復仇は、イタリア諸国の繁栄がかかっていた国際貿易に対する脅威であった。<sup>(21)</sup>このため復仇を制限しようとする条項は、ほぼす

べてのイタリア諸都市の条例に挿入された。こうした条項は、権利侵害を主張する者が、被った損害の賠償を求めて直接に復仇に訴えることをすべからず禁じることから始まっていた。<sup>(22)</sup>復仇を行なう前に、所管当局の認可を得なければならず、同当局は、認可に關していわゆる「免許状」(letters)、つまり特許状 (charter) を発行した。<sup>(23)</sup>上級司法官のみが、復仇状を発行する権限を有していた。すなわち、フィレンツェでは、市長、後に一四四八年には商人ギルドの役員、最終的には行政府高官 (Dioici) が、ヴェネツィアでは、最初は共和国統領、それから大評議会、後に「復仇団体」(College for Reprisals) と呼ばれる特別の司法官の団体、そして最終的には、一四五六年に元老院がその権限を有していた。これらの司法官により、復仇は、犯罪者 (offender) であると申立てられた者が正式に召喚された後、かつ、権利を侵害された当事者の請求が慎重に検討された後に初めて認可された。<sup>(24)</sup>このような請求は斥けられることが多かったが、それは、それが根拠のないものであったり、あるいは、このような重大な措置の結果を、当局が恐れたためであった。復仇は、一般的に、一定の犯罪——殺人、追剥、借金不払い、保証不履行、逃亡者引渡し拒否、不当徴税——についてだけ、かつ、損害がこうした特別の救

済を正当化するに足るものである場合に限って認められていた。実際、ルッカの条例が規定していたように、復仇は軽微な損害に対しては認められず、重大かつ大きなものに対して認められるのである (pro modico damno represalia non concedatur, sed pro magno et enormi)。復仇を認可するにあたっての基本的条件は、侵害を受けた当事者が、侵害を与えた者の上級権威による裁判を求めたこと、および、この請求が否認されていたことである。復仇を認める役人は、取立て額を決定したが、また、いつても許可を停止させ、あるいは取消することもできた。

一般に受け入れられている見解に反して、復仇は、国際社会の存在の証しであり、戦争というはるかに重大な損害を回避するための手段であると認識されていた。復仇の實行が国際社会の存在を暗に示しているということは、先に引用した一節においてバルトルスがすでに観察していたことであつた。彼が述べるところによれば、イタリアにおいて復仇が用いられたのは、諸都市が、「事実上、世俗事項において支配者を認めず、そのために不正に關して上位者に求償をなすことができない (de facto in temporalibus dominum non agnoscerent propter quod de iniustitiis ad superiorem non potest haberi regressum)」<sup>(25)</sup>ため

であつた。それゆえ、彼の見解によれば、復仇は諸都市に対する皇帝の権威の失墜の結果である。ある独立都市の市民に対して、別の独立都市の市民により犯罪が行われた場合、犯罪者が属する都市の当局が原告に対して裁判を拒否する場合はいつも、双方の都市よりも上位の権威に訴えるという救済方法はなかつた。このような場合には、原告が属する都市が、相手方の都市から救済を確保できるのは、戦争を仕掛けるか、復仇を認可するかによるのみであつた。すなわち、復仇は、もはや共通の上位権力に服することはなかつたイタリア諸都市が獲得した平等と独立の結果であつた。<sup>(26)</sup>復仇は、それゆえに、イタリア諸都市が国際法の主体となつたことの結果であつた。これに關しては、もう一つの点、すなわち、復仇が私的戦争の一方方式ではなく、復仇を認可した都市とその市民に対して復仇が認可された都市との間に成立する關係、また、国際法の主体としての能力において両者の間に存在する關係であつたということが考慮されなければならない。復仇を認可した国が処罰しようとしていたのは、不法行為者である外国人個人によりなされた不法行為ではなく、その者の国が、原告に対してその法廷における救済を拒否したことにより犯した不法行為であつた。被害者が受けた裁判の拒否は、被害者が市民

として属する国に対する国際的な不正行為を意味していた。このように、バルトルスが『復仇論』において記した一節において、『注釈』（アックルシウス）は、復仇は「ある私人の犯罪によって要求されるのではなく、裁判を行うことを拒絶する都市国家全体の犯罪によって要求されるのである（non exigitur propter delictum illius privati sed propter delictum totius civitatis denegantis facere iustitiam）」<sup>(27)</sup> という見解を早くに表明していた。それゆえ、復仇は、ある国により他の国に対してなされる行為であった。この点において、復仇は戦争と同様のものではなかった。「復仇を認めることは戦争を通告することである（Concedere repraesalias est indicere bellum）」とバルトルスは書いて<sup>(28)</sup>いる。さらに「サン・コンコルディオのバルトロメウス（Bartholomaeus of San Concordio）（一三四七年没）は、当時の人々の間で大きな権威を得ていた『名作（*Maestruzza*）』と呼ばれた、彼の『大全（*Summa*）』において、「復仇」が意味するのは、ある個人を他の個人のために処罰するということではなく、むしろ君主あるいは都市を、その過失を理由に、その市民を通じて処罰するという<sup>(29)</sup>ことであつたと説明している。

最後に、復仇は、戦争による不幸を避けるために作られ

た制度である。復仇は、しばしば、犯罪者の同国人が、たった一人の個人がなした不法行為について責任を負わされる「消極的連帯（passive solidarity）」の原則に基づいていたと言われる。これは、確かに本当である。しかしながら、復仇が、犯罪者の同国人、または共同体全体を代表する国家が、犯罪者と協力して、与えた損害を賠償することを期待されたであろう「積極的連帯（active solidarity）」の原則の結果を排除する傾向にあつたことを見逃してはならない。積極的連帯の行使は、原告が所属する国家と犯罪者が所属する国家の間の戦争を意味していたであろう。それとは逆に、侵害を受けた当事者が所属する国家は、捕獲免許状（letters of marque）を与えることによって、国民の中の一人が受けた不正行為の賠償を処理する権利を放棄し、その者に、国家間の対立を引き起こすことなく、自らの危険において賠償を求めることを委ねたのである。さらに、復仇を認める国家は、この、私人による自らの権利の防衛を申立人がその許可（concession）を受ける権利があるかどうかを確認するための慎重な手続きの下におくようになった。

たとえそうでも、復仇が国際関係における無秩序の一要因になつていたのは確かである。復仇の危険性は、たとえ

ば、商品および輸送価格を著しく増大させる、高額な保険費用の因であつた。それゆえ、イタリア諸都市においては、復仇の制限がなされたのであつた。これらの諸都市は、学者、学生、女性、子供、精神異常者、そしてときには聖職者といった一定の人々に対して、または、武器、必需品、船舶のような一定の商品に対して、さらに一定の道路に対して復仇の行使を免除した。また、復仇は、定期市および厳肅な宗教儀式のような特別な場合には一時停止され、安んずる通行証が付与された。<sup>30)</sup> イタリア諸国は、政治的な理由で、しばしば、復仇の要求に応じなかつたり、また、特権を取消すか一時的に停止したりした。たとえば、一時的停止は、一七八七年から一八二七年までの一〇年の間、ヴェネツィアとベルガモの間でなされた。ときには、損害を修復させる目的で、復仇以外の工夫がなされた。一八一八年、ペルージャとフィレンツェは、捕獲免許状を与えて相互の国民の請求を満足させる代わりに、商人の商品に特別な税金を課し、それらを補償の支払いに充てることで合意した。類似の条約が、ヴェネツィアとマルセイユの間で、一三三八年に締結された。ときには、特別な税金が犯罪者の同国人の商品にかけられたり、あるいは、同国人が追放されたりした。ヴェネツィアは、しばしば、諸都市から自国の商

人を引き揚げさせるとして脅しをかけたが、そこでは、ヴェネツィア商人が裁判拒否にあつていたからであり、そのような脅しは、もしそれが実際に現実のものとなつていたら、それらの諸都市の商業は麻痺していただであらうから、しばしば補償 (reparation) を確保するには十分であつた。<sup>31)</sup> 多くの都市が、契約の相手方当事者である都市の市民に負っている債務を、自国の市民に強制的に支払わせることを、条約により誓約した。たとえば、ヴェネツィアの一八二一年一月二六日におけるフェラーラとの、一八九二年一月四日におけるヴェローナとの、一八九八年におけるトレヴィーゾとの、一八二〇九年におけるパドヴァとの、一八二四年におけるセルヴィアとの、一八二七年におけるフィレンツェとの条約がそうである。支払われるべき金額を確認するために、これらの条約のなかには、特別の仲裁裁判所を設置し—たとえば、ヴェネツィアとフェラーラの間、ヴェネツィアとヴェローナの間、ヴェネツィアとパドヴァとの間のもの—、特別の略式手続を定めたものもあつた。

復仇状の付与を完全に廃止する条約を締結することが適切であると考えられることがきわめて多かつた。この結果は、債権者は、その債務者の同国人ではなく、債務者本人

のみを訴追することができるといふ、契約都市間の協定を通じて達成された。一二世紀にまでさかのぼると、このような多くの条約がイタリアで締結された。最初のもの一つは、一一六六年のポロニーヤとモデナの間の条約であった。少し後に、ロンバルディア同盟が、一一六八年五月三日、ローディの議会 (Diet of Lodi) の決議の中でこの原則を採用した。ヴェネツィアは、いくつかの条約、すなわち一一七〇年におけるリミニとの、一一七三年におけるチエセナとの、一一七五年におけるヴェローナとの条約においてこの趣旨の規定を採り入れた。フェラーラは、同様に、一一九五年におけるブレシアとの、一一九八年におけるモデナとの、一二〇八年におけるマントヴァとの条約においてこれを採用入れた。ポロニーヤは、一二〇三年にベルガモと同様の条約に署名した。フィレンツェは、一二〇四年にフアエンツアと、また一二一二年にプラートと、また一二一六年にポロニーヤと、一二一八年にペルージャと、一二一九年にオルヴィエートと、一二三二年にチッタ・デイ・カステッロと、一二三七年にシエナと、さらに北イタリアのさまざまな諸都市との間にそのような条約を有していた。一四世紀には、イタリアにおける平和精神の普及や通商関係の安定と安全の要請により、復仇はきわめて稀にな

った。一五世紀には、ヴェネツィアとフィレンツェでは、復仇はもはや認められなかった。そして、これらの都市の例が、急速にイタリア半島のほぼ至るところに波及した。このように、復仇に法的制限を加えた最初の国であるイタリアはまた、それが最初に廃止された場所でもあった。<sup>32)</sup>

#### 中立

ルネサンス期のイタリア諸国家は、中立の発達にはほとんど貢献していない。各国の領土がしばしば混在していたイタリア諸国家の地理的状況が、戦時においては、中立領域への頻繁な侵入の原因となっていたことについてはすでに強調したとおりである。その上、それらの国々の中立は、自らの弱さゆえに危険にさらされており、その結果として、より強力な国家の間の戦争のさいには、多くのイタリア国家は交戦国の要求に対抗することができなかった。さらに、イタリア諸国家の政策がその基礎をおいていた勢力均衡という政治原則が、中立の概念そのものに反していた。実際、勢力均衡の理論は、他の諸国同士の争いの中で、そのうちの一つが覇権を獲得することを防ぐ必要があるときはいつでも、国の干渉をもたらした。このことが一般的に妥当であることの証明は、一七、一八世紀の歴史の中に見ること

ができる。そして、その後、勢力均衡の原則は、イタリアの原則からヨーロッパの原則へと発展し、ヨーロッパ全土と北米の植民地は終わりのない一連の戦争に巻き込まれていった。

ルネサンス期において、イタリアでは中立とは正反対の一連の原則が発達した。中立国の権利義務の基礎そのものと今日考えられているものは、当時は認められていなかった。中立国が交戦国の軍隊に自国の領土を横切る通過権を与えることが禁止されていなかっただけでなく、交戦国は、損害の賠償と費用を保証すべきことを条件としないかぎり、中立国の領土を横切る真正の権利を持たないのかということも議論された。ときには交戦国は、中立国が敵の軍隊に通過権を与えたことに対して抗議を行ったこと、また、中立国が、武力に屈せざるを得なかった点を主張して自らを正当化したことは事実である。また、中立国が、ときには、交戦国に通過権を与えることを拒否したことも事実である。たとえば、ヴェネツィアは、オーストリアのマクシミリアン皇帝の軍隊に対して通過権を与えることを拒否した。しかし、これらの場合において、純粹に政治的な理由が当事国を左右したこと、また、中立国に、交戦国の軍隊に対して通過権を与えないようにさせる国際法の明確な規

則があるということが主張されなかったことは明らかである。

中立のさいにイタリア諸国で一般に行われていた慣行では、イタリア領域外での戦争であっても、交戦国に対して軍隊、食糧、武器、船舶などの形で援助が行われていた。たとえば、ジェノヴァの傭兵たちは、フランスの諸王とイギリスの諸王の戦争に参加<sup>33</sup>し、シャイズ(Shays)の海戦で戦った(一三四〇年)。中立国の君主たちはそのような作戦を好んだ。ときには、彼らは、自国で交戦国のうちの一国が募集した軍隊の指揮者となった。このような慣行に対する禁止令が制定されることがときにはあった。一五〇三年、ヴェネツィアでは、フランスの心証を害することのないよう、自国の船主たちや船長らがスペインの軍隊に参加することを禁じた。一五〇九年には、教皇が、自己の臣民に対して、外国政府に軍事的援助を行うことを禁止する命令を發布した。しかし、これらはたまたま出された禁止令であり、国際的な義務の履行を意味するという信念に基づいたものではなく、たんに政治的な日和見主義により発布されたものであった。この点が、これらの規定と、後に考察する、いくつかのイタリア諸国が一八世紀に発した中立宣言との根本的な違いである。中立は、要するに、法的



な制度ではなく、いくらか適當ではないと考えられてはいたが、純粹に政治的な便法であった。当時イタリアで主流であった見解を述べて、グイッチャルディーニは次のように述べている。

他国間の戦争において中立であることは、戦いの勝者がたとえどの国になったとしても、そこからまったく恐れを感じする必要がないほど強力な国にとつては有益である。というのは、そのような中立国は、なんの苦もなく自らを維持することができ、他国の混乱を利用しようと期待することができるところである。この場合を除けば、中立は危険である。その国は、勝者と敗者の餌食となつたままであるからである。理由があつてではなく、優柔不断により中立を守るといった類の中立が最悪である。つまり、そのようなときには、中立国になるか否かを自ら決定しないことにより、その国は、その国が中立国の立場に留まることで自国を助けることができるとして、さしあたっては満足してゐるであらう交戦国をも満足させないような形で行動してゐることになるのである。<sup>(34)</sup>

イタリアの諸国は、ときには、とくに、締約国が相手方締約国の敵国を援助することをせず、中立を維持する義務を負うとする、中立について定める協定を締結した。このような協定は、ときにはイスラム教国とさえも締結された。

ピサとエジプトとの間の一一五四年の条約では、ピサが、エジプトに対するシリアのフランク人による攻撃や遠征に参加してはならないことが合意された。しかし、このような条約は、そのような明確な条約がなければ与えることをまったく要求されなかつたであらう特別の便宜を与えることを各締約国に義務づけているかぎりにおいては、中立に関するものではあつても、同盟条約や軍事支援の条約と同じ範疇に分類されなくてはならないものである。

このような条約が締結されたという事実そのものが、それが無い場合には、締約国の各々が、相手方の敵に対して国際的に自由に援助を行つたであらうという紛れもない証拠であつた。

## 海戦

イタリア諸国間の海戦は、陸戦と異なり、頻繁で、かつ激しいものであつた。もつとも重要な商業上の利益と相手の存在そのものが争われており、このことが海戦の激しさを物語つてゐる。一二世紀から一三世紀の間、ジェノヴァとピサはほとんど絶え間なく海戦を行い、ついに一二八四年のメロリア (Meloria) の海戦が、ピサの覇権の終わりを告げた。<sup>(35)</sup> ヴェネツィアとジェノヴァの艦隊は地中海で戦

い、相互に勝ち負けを繰り返した。一二六四年のドゥラツツォ (Durazzo) 戦<sup>36</sup>、一二六五年のトラパーニ (Trapani) 戦<sup>37</sup>、一二六七年のアエラ (Aere) 戦<sup>38</sup>、一二九四年の黒海戦<sup>39</sup>、一二九四年のライアツツォ (Laiazzo) 戦<sup>40</sup>、一二九六年のガラタ (Galata) 戦<sup>41</sup>、一二九八年のアドリア海のキュルツォラ (Curzola) 戦<sup>42</sup>がそれである。両国間の戦いが少なくなったのは、両共和国の軍事力が衰え始めた一五世紀になってからである。

イタリア諸都市間の対立が有害な結果をもたらしたことに加えて、各都市の市民の間の対立によっても有害な結果が生まれた。一三二三年、多くのジェノヴァのグエルファイ (教皇派) が、敵であるギベリーニ (皇帝派) により流刑、追放され、私的拿捕用に船を犠装して、地中海で軍事行動をとり、ジェノヴァやその他の国の船を無差別に襲った。それによって、彼らは三万フィオリノ余の略奪品を得た。その成功に勢いづいたのと、また復讐のためもあって、彼らは次に黒海へ入り、ジェノヴァの植民地に対してあらゆる種類の乱行を働いたが、ついには、初めは彼らを受入れて歓迎したトルコのシノベ公が、略奪品欲しさに裏切つて、彼らすべてを虐殺した。<sup>(36)</sup>

イタリア諸国家間の海上における通常の関係は、戦争状

態であり、休戦協定を締結するときにだけ、それが中断するということだが、コンソラート・デル・マーレ (Consolato del mare) の規定で確認された。その当時の地中海の国際海法には、捕獲品の分配、船の拿捕、奪還<sup>37</sup>、およびその他の関連事項に関するいくつかの規則が含まれていた。陸戦において見られるような戦闘員と非戦闘員の区別は、海上においては認められなかった。なぜなら、国家の軍艦や私的拿捕船と商船を区別すること、また、私的拿捕船と当時、地中海における最悪の災いの一つであった海賊とを区別することが難しかったからである。商船は防衛のためだけに武装するのではなく、実際には、敵船に遭遇したときに、それを捕獲できると感じた場合には、迷わず攻撃を行った。<sup>(38)</sup> このような場合を予測して、略奪品の処分を規定しているコンソラート・デル・マーレの規則によって、当時、このようなことが行われていたことが十分よく分かる。<sup>(39)</sup>

サラセン人に対してだけではなくキリスト教徒に対しても行われた海賊行為は大変な利益の源だったので、イタリアの諸都市は、これを行った市民に対して有効な対策を施すことができなかった。たとえ法的に認められないとしても、その行いは多くの場合黙認された。そうでなかったら、

サラセン諸君主との非常に多くの条約が、イタリア諸都市国家に、その市民がサラセン人に対して海賊行為を行うことを禁止し、海賊船に港への避難を拒絶するよう要求している理由が理解しがたいであろう。海賊と戦うために、商人による私的な団体が作られた。コルソの戦い (*guerra del corso*) と呼ばれる、海賊に対して警戒するための巡航を行う包括的な許可証は、時が経つにつれて、それが鎮圧することを意図していた悪行にきわめて近いものになり果ててしまった。実際、これらの巡航商人らの団体のすなわちコルサーリ (*corsari*) は、海上で獲得した財を、その処分の前に裁判にかけることなく、自分たちのものにすることを許された。このようにして、コルサーロ (*corsaro*) という語は、イタリアにおいては「私的拿捕船」というよりむしろ「海賊」と同義とされるようになり、いまなお、そうである。イタリアの諸共和国は、立場が代わって、洋上巡航の慣行を規制する必要にせまられた。多くのイタリア海港都市の条例には、それについての規定が含まれていた。一般にコルサーリは、友好国の船舶を攻撃しないことを誓わされ、証書 (*bond*) を書かされた (一二九八年のピサの条例や一三二三年および一三二六年のジェノヴァの条例)。このような状態では、諸都市が、自国の船

船が、敵国、私的拿捕船、海賊から攻撃を受けないために一団となって航海することとしたのは当然である。イタリアの諸都市間での条約では、船団での航海、すなわち条約の用語では船団 (*conserva*) での航海が定められた。さらに、商人による団体が、他の船舶を護衛するために自らの海軍を提供する目的で創設された。独立した君主は、海上で敵に攻撃を行う機会が生じたとき、あるいは、海上でなんらかの攻撃に対して自らを守ることが必要となったとき、これらの自発的な団体からなる武装艦隊を、自らの軍に組み入れた<sup>(40)</sup>。ピサにはリ・ウーミリ (*Gli Umili*) すなわち「謙遜する者」と呼ばれる商人の団体があり、これは、独立国家のように構成され、自らの海軍を使って戦争して、征服を行った。それは一一八八年にアンテオキア公に強力な支援を行い、その見返りとして、同公からその団体 (*company*) のための特権を得た。

当然のことであるが、海上における中立は神話以上のもではなかった。船舶および商品は、味方のものであるか、敵のものであった。敵とは、友好条約を明示的に締結していない者すべてのことであった。敵の船舶と財産は申し分ない褒賞であった。この原則はきわめてはっきりしていたので、武装した船舶が商船に出会ったとき、貨物だけだ

く、商船が敵のものであったときは、誰もが、なにがなされるべきかを十分に知っていたので、コンソラート・デル・マーレは、その原則について言うことはむだであろう、つまり、このような場合に、なんらかの規則を定めるのは不必要であろうと述べている。<sup>(41)</sup> しばしば、敵の港と交易をする船舶は捕獲を受けるのだと考えられ、このようにして、封鎖や禁制品に関するあらゆる規定が不必要なものと考えられた。<sup>(42)</sup>

このような原則が過酷なために、イタリア諸国家はその船舶を守る目的で、互いに、さらにサラセン諸君主と条約を締結することとなった。これらのいくつかの条約の条項は、きわめて先進的である。一二六四年のピサとチュニスとの間の条約では、船舶はいかなる理由によっても抑留されないことが合意された。ジェノヴァとエジプトの سلطانとの間の一二九〇年の条約では、戦争の場合でも、条約当事国の人と船舶は尊重されることが定められた。その他の条約では、戦争の場合に、人や船舶がそこを離れることができる時間の制限が定められた。一四世紀の終わりには、船舶は復讐を免除されるということが、しばしば取決められた。ときに、戦時徴用権に訴えられることもあった。<sup>(43)</sup> 徴用された船舶が失われた場合には、補償が支払われること

が定められた。<sup>(44)</sup>

海上における敵と味方の区別は、中立についての最初の原則が生まれた規則の根拠として役に立った。イタリア諸国家は、敵の船舶で発見された味方の財産は安全であり、味方の船舶上の敵の財産は申し分ない褒賞であるが、その船舶は取用の対象としないという、コンソラート・デル・マーレ(二七三章)によって受け入れられた原則に従っていたし、そしておそらくそれを導入した。衡平法的な規定が、味方の船舶上で捕獲された敵の財産の輸送代金の支払いに適用された。コンソラートのこれらの規定は、いくつかの特別の条約において確認された。ピサとアルレスの間の一二二一年の条約は、二つの都市のうちの一方の船舶が、相手方の敵の財産を載せていたときには、これらの財産は没収されると定めた。同様の規定が、一四六〇年のジェノヴァとイギリスとの間の条約に含まれたが、これもまた、捕獲者は、中立船舶において捕獲された敵の財産の輸送代金を支払うことを定めていた。<sup>(45)</sup> 同様の原則は、敵側の人に対しても適用された。つまり、彼らは友好国の船舶上で捕虜とされ、<sup>(46)</sup> 彼らの運賃は捕獲者によって支払われなければならなかった。<sup>(47)</sup> 例外として、上記のピサとアルレスの間の条約は、友好国の船舶上の敵国人は捕虜にすることはでき

ないと定めた。コンソラート・デル・マーレによれば、友好国の船舶の船長が、その船舶上の押収財産を捕獲者が指定した港へ運ぶことを拒否した場合には、その船は補償なしで沈めることができた。捕獲者が売却した船舶と財産は、取用後にそれらが売却された価格の支払いによる以外は、前所有者による返還要求ができないことが一般的に認められていた。しかし、同じ原則は、善意の取得によるものであっても、海賊から購入された財産には適用されなかったことはあきらかである。なぜなら、海賊による取得は、前所有者の権利を無効にすることはなかったからである (pirata non mutat dominium)<sup>(48)</sup>。

一二世紀にはすでに、臨検の権利 (right of visit and search) が、中立国に関する交戦者の権利として、キリスト教徒、イスラム教徒の双方に認められていた。一六四四年、当時ジェノヴァ人と交戦状態にあったピサ人は、ジェノヴァ商人に属することを根拠に、サラセン人の船上の貨物を押収した。エジプトのスルタンは、中立船を臨検して船上の敵の貨物を押収する権利を否定しなかったが、商品はその臣下のものであることを根拠に、押収に抗議した。この主張の有効性はピサ人によって認められ、彼らは貨物を手放した。

一五世紀の末頃、イタリア諸都市の海軍の慣行は著しい変化を経験した。イタリア海洋都市の軍事力の衰退と、洪水のように押し寄せるイスラム教徒に直面したキリスト教勢力間の連帯意識は、地中海のキリスト教の海上勢力のすべて、とくにイタリア人に、より大きな相互の寛容を強いた。海を使うことが、すべての民族にとって、本当に共通なものになったのはこのときであった。戦争状態にない国の財産と船舶は、たとえ特別の条約がなくても尊重されるという原則が確立された。中立国と敵国との区別が明確になされ、禁制品の問題におけるその後の結果を生み出した。航海はより平穏なものとなったが、安全ではなかった。一四八五年になって、ヴェネツィアは、フランスの海賊によるヴェネツィア人の四隻のガレー船の略奪行為に関して、フランスと長い間争った。しかし、この行為は大西洋で起きたものであった。

人に関しては、海戦のときでさえ、ある種の寛大さが常に広まっていたことが注目されなければならない。キリスト教徒の船が他のキリスト教徒の船に捕獲された場合には、自由ではないにせよ、乗組員の生命は、もちろん、捕えられた乗組員が海賊でなければ、ほとんど常に助けられたのであった。

(一) Guicciardini, "Ricordi politici e civili," in *Opere inedite*, p. 102: 「一四九四年以前には、戦争は長く、戦闘は血みどろでもなく、国を征服する方法は遅々として難しいものであった。大砲がすでに使われてはいたが、きわめて能力のない者が配置されていたので、損害は大きくなかった。このように、国を持っている者がそれを失うのは、ほとんど不可能であった」。

(二) Salvatorelli, *A Concise History of Italy*, p. 206 参照。

(三) このような形での、多国間の争いの解決に関する一國ないしはそれ以上の国による介入については、我々は、一九三八年一〇月のハンガリーとチェコスロバキア間、ならびに一九四〇年八月のルーマニアとハンガリー間の、ドイツとイタリアによるいわゆる「仲裁」に見ることができた。ドイツとイタリアは、主に自分たち自身の利益から、両紛争当事国が受諾せざるを得ない解決を示したのである。

(四) 一二、三世紀の北イタリアにおける国際仲裁に関しては、直接に原典に基づいているフレイ (Frey) の著書 *Das öffentliche Schiedsgericht in Oberitalien im 12. und 13. Jahrhundert* を参照。この著書が継続されて、以後の世紀を扱うことが望まれる。ルネサンス期のイタリアの他の仲裁に関しては、いくらか不完全ではあるが、Novacovich, *Les Compromis et les arbitrages inter-*

*nationales du XII<sup>e</sup> au XV<sup>e</sup> siècle* 参照。イタリアの慣行をより多く参照するものとして、Contuzzi, "Arbitrati internazionale," in *Digesto italiano*, VII, 304-524 参照。また Lange, *Histoire de l'internationalisme*, pp. 123-130; Mégnac, *Traité théorique et pratique de l'arbitrage international*; Ralston, *International Arbitration from Athens to Locarno*; Sereni, "Arbitrato internazionale," in *Nuovo digesto italiano*, I, 637 ff. 参照。一般的に中世の仲裁についての興味深い結論に関しては、Anzilotti, *Corso di diritto internazionale*, III, 45-57; および Vollenhoven, *The Law of Peace*, pp. 43 ff. 参照。

(五) 国際紛争の平和的処理に関する一九〇七年一〇月一九日のハーグ条約第三七条によれば、仲裁の目的は、「国家間の紛争をその選定したる裁判官をして法の尊重を基礎とし処理せしむること」である。

(六) 「平和の保持者」の任命は、この時期のイタリアの条約においては一般的ではなかったが、ミラノとモンフェレートの間の一三八二年一月一六日の和平条約においては、その任命が定められていた。

(七) モデナとフェラーラの間の一一七九年一月一四日の仲裁。

(八) Dumont, *Supplément au Corps universel diplomatique*

- que du droit des gens*, II, 129ff. の原文を参照。
- (9) Novacovitch, *Les Compromis et les arbitrages internationaux du XII<sup>e</sup> au XV<sup>e</sup> siècle*, p. 87 参照。
- (10) *Supplément au Corps universel diplomatique du droit des gens*, II, 229ff.
- (11) イタリアの仲裁裁定の数多くの違反事件については Contuzzi, "Arbitrari internazionali," in *Digesto italiano*, VII, 304 ff. 参照。
- (12) Frey, *Des öffentlichen Schiedsgericht in Oberitalien im 12. und 13. Jahrhundert*, pp. 19 ff. 参照。
- (13) こもかかわらさず A. Pertile, *Storia del diritto italiano*, I, 289 は、「イタリアにおいても私的な戦争は多くの禁止事項に抵抗し、一六、一七世紀においてなお見られた」と認めている。
- (14) ルネサンス期のイタリアの戦争が比較的穏やかであったことについては Walker, *A History of the Law of Nations*, pp. 130-131 参照。井戸に毒をいれるとどう、他では知られていない「下劣な慣行」が当時のイタリアに存在したとするウォーカーの主張は、歴史的には根拠はないようである。ウォーカーは「ルネサンス期の著述家を何人か引用して、当時の著述家の多くは、戦術に関して著述する際には、想像のおもむくままに書くことと概観して、*Genlii, De jure belli libri tres*, Book II, ch. 6 及び
- 自ら「ナポリで捕われたスペイン人が、フランス学风 (*morbus gallicus*) の感染を広げるためにフランス人に対して用いたばかばかしい戦略について、ひどく真面目に述べている」。
- (15) Cf. E. Nys, "Le Droit de la guerre et les *condottieri*," 43 *Rev. dr. int. et lég. comp.* (1911) 217-232.
- (16) 戦争捕虜に対する人道的な扱いはいつて定める国際的規則のイタリアにおける起源については Maulde de La Clavière, *La Diplomatie au temps de Machiavel*, I, 208 参照。
- (17) イタリアにおける復仇について基本的なものは A. del Vecchio and Casanova, *Le rappresaglie nei comuni medioevali e specialmente in Firenze* 参照。この問題については、イタリア法の歴史に関する様々な入門書の中から Muratori, *Antiquitates italicae Medii Aevi*, 266 ff. "Dissertatio quadragesima, de civitatum italicarum foederibus ac pacibus," IV, 337 ff. 及び "Dissertatio quinquagesimaquinta, de repressaliis," IV, 741 ff.; Catellani, *Il diritto internazionale privato ed i suoi recenti progressi*, I, 316 ff.; Mas Latrie, *Le Droit de marque ou droit de represailles au moyen âge*; Faccio, *Le rappresaglie*; Guarino, *Le rappresag-*

*lie in tempo di pace* 参照。復仇の経済的根拠については Arias, “La base delle rappresaglie nella costituzione economica del medioevo,” 9 Atti del Congresso di scienze storiche, 347-367 参照。イタリヤの復仇の手続的側面については Wach, *Der Arrestprozess in seiner geschichtlichen Entwicklung* 参照。イタリヤの様々な都市における復仇については、いくつかの単行論文が書かれてきた。たとえば Degli Azzi Vitelleschi, “Le rappresaglie negli statuti perugini,” 5 *Annali dell’Università di Perugia* (1895) 183 ff.; Bizzarri, “Le rappresaglie negli statuti e nei documenti del comune di Siena,” in *Studi di storia del diritto italiano*, pp. 237 ff.; Landogna, “Le rappresaglie negli statuti e nelle carte lucchesi,” 8 *Rivista di storia del diritto italiano* (1935) 68 ff.; Cassandro, *Le rappresaglie e il fallimento a Venezia nei secoli XIII-XIV*。(81) イタリヤでは、ヨーロッパの他の国と同様、復仇は外国人の個人的な捕獲もあり得た。Cf. A. del Vecchio and Casanova, *La rappresaglia nei comuni medioevali e specialmente in Firenze*, p. 47, 以下(著者は、1118年10月23日のフィレンツェの特許状 (Florentine charter) : “フィレンツェのボヂスタである私マフフェウス・メデイイスは、個人、奴隷、財産、および(パテルノの)

伯爵である皇帝フレデリコの臣下として忠誠者(信者)の物を、逮捕し、留置し、差し押さへ、干渉する許可と権限をせよ)にかゝる疑念を。(Nos Mapheus Medius, potestas Florentiae……dammus et concedimus……licentiam et potestatem capiendi, detinendi, sequestrandi et inframittendi *persons, homines, bona et res subditorum et fidelium*……domini Frederici, comitis [of Paterno]) (ベタリントは第114条) を引用している。(91) “Repraesaliarum materia nec frequens nec quotidiana erat tempore quo in statu debito Romanum vigebat Imperium……Postquam vero peccata nostra meruerunt quod Romanum Imperium prostratum iaceret per tempora multa, et reges et principes ac etiam cives, maxime in Italia, saltem de facto in temporalibus dominum non agnoscerent propter quod de iniustitia ad superiorem non potest haberi regressum, coeperunt repraesalia frequentari et sic effecta est frequens et quotidiana materia.” : “Tractatus repraesaliarum,” in *Consilia, quaestiones et tractatus*, Vol. X. シモンヌ・ダ・レギヤン( Giovanni da Legnano) は、同様にその『戦争、復仇および決闘論 (Tractatus de bello, de repraelis et de duello)』第113章で「最高の教皇およびローマ皇帝のかつての時代には、すべての



- 者が服従させられていたために、法律上も事実上も、復仇は必要がなかった。なぜなら、君主によって（法秩序は維持され、正義の補充がもたらされたからである）。しかし帝権がしばらく空白化し始めた後、（まさにそれによって）正義はなおざりにされ、それゆえに補充的な救済が必要となった。存在すべきではあるが、それには決して訴えられないことのない通常の救済を欠くことになった。（Tempore praecedente Summorum Pontificum et Romanorum Imperatorum, cum omnes subiciebantur et de iure et de facto, non erat opus represaliis, cum per principes, juris ordine servato, iustitiae complementum exhiberetur. Postquam autem Imperium paulisper coepit exinaniri, adeo per eos iustitia negligitur, idcirco fuit opus subsidiario remedio, deficientibus ordinariis, quibus exstantibus, ad illud nullatenus recurrendum）」と自らの意見を述べている。教皇権威の熱心な擁護者であるこの著者が、復仇の起源を、皇帝の権威の衰退だけではなく、教皇の権威の衰退にもあるとすることに注意すべきである。
- (20) Cf. Nys, *Les Origines du droit international*, p. 64 および Hindmarch, *Force in Peace*, p. 49.
- (21) 同様の動機から、ハンザ同盟の諸都市も復仇には反対してつた。 Cf. Nys, *Le Droit de la guerre et les pre-*

*curseurs de Grothius*, p. 43.

- (22) 皇帝フリードリヒの『シチリア勅法 (*Constitutiones Siculae*)』第一巻第八章は次のように述べている。「為られたあるいは将来為される侵害および違反に關していかなる権威によっても復仇を為すこと、あるいは王国内において戦争を起すことは要求されてはならない (Ut nullus auctoritate propria de iniuriis et excessibus factis vel faciendis in posterum se debeat vindicare nec Praesal-ias seu Reprasalias facere, vel guerram in Regno movere.)」
- (23) これらの司法官職 (magistracies) のイタリアにおける起源については Hindmarch, *Force in Peace*, p. 49 参照。
- (24) この手続の詳細な解説については、ショヴァンニ・タ・ニヤーンの著書 *Tractatus de bello, de represaliis et de duello*, pp. 153-156 参照。これについては、後に、かなり詳細に検証する。
- (25) 「事実上、彼らは世俗的な事項においていかなる君主も認めておらず、そのため、不正が行われた場合に、頼りにできる上位の権威が存在しない」。
- (26) Figgis, *The Divine Right of Kings*, 2d ed., p. 360 参照。
- (27) 「(復仇は)、(実際に不正を行った) 私人の不正行為を

理由とするのではなく、正義を行うことを拒否したことに  
おける、都市全体の不正を理由として認められるのであ  
る。

(28) 「復讐を認めることは、戦争を行うようなものである」。  
Nys, *Le Droit de la guerre et les precursseurs de Gro-  
tius* は、明らかにこの一節を理解しておらず、復讐を認  
めることを宣戦布告と等しいものとみなしていることに  
ついて、バルトルスを非難している。バルトルスが意図して  
いるのは、そうではなく、復讐によって生じるのは、戦争  
と同様に、ある国と他の国との関係であつて、復讐を認め  
られた者と侵害した国の国民との間の関係ではないとい  
うことである。

(29) 同様の原則に基づき、ジャコポ・ダ・ベルヴィジオ  
(Jacopo da Belvisio) (一三三五年没) は、復讐が私人個  
人に向けられることを否定しようとし、正義を否定した  
ことに責任がある役人のみが、復讐を受けるべきだと主張  
した。しかしながら、これは実際には、支持することがで  
きない教条的な意見にすぎない。

(30) Mas Latrie, *Le Droit de marque ou droit de repré-  
sailles au moyen âge*, p. 14 参照。

(31) 一三二八年六月一日のベネツィアとコモの間の条約  
により、興味深い工夫がなされた。ヴェネツィア人らが被  
つた損害を補償するために、コモの市民数人が、そのヴェ

ネツィア人らとパートナーシップ(組合関係)を結んだの  
である。

(32) イタリアにおける復讐の最後の事件の一つは、サヴォ  
イア公に従ったニースの長官により一五〇五年にヴィル  
ランシュのルフィーノ・ベルモンディ(Rufino Belmon-  
di)に与えられたフイレントツェに対する捕獲免許状を認め  
たことであつた。フランスとオランダでは、復讐状は、一  
八世紀まで認められた。イギリスでは、一七世紀までであ  
つた。Ryswick, 1697, Art. 12 および Utrecht, 1713,  
Art. 3 の条約には、復讐に関する規定が含まれてゐた。  
(33) Walker, *A History of the Law of Nations*, pp. 135-  
136.

(34) "Ricordi politici e civili," in *Opere inedite* p. 103n.  
これに従つて Machiavelli, *Il principe*, ch. 21: 「君主は、  
彼自身が真の友か本当の敵かのどちらであるかを示すとき  
に、十分に評価される。つまり、それは、結果にかかわら  
ず、彼が相手の味方であるか敵であるかを率直に宣言する  
ときであり、それは常に、彼にとつて、中立のままに  
ことよりも確かなこととなるだろう。もし、近隣の実力者  
たちの二人が互いに戦争状態になつた場合、常に、率直に  
自分の立場を表明し、公正な戦争を行うことがよいだろう  
というのは、もしそうしなければ、その国は、敗者側にと  
つては喜ばしくかつ満足なことに、勝者の餌食となる傾向

が大きく、交戦国のいずれの側にも、保護や援助を求める資格を持たなくなるであろうということである。…また、そのような場合には、友でないものは中立のままでいることを求めてくる一方で、友は自分の側で参戦するよう要請してくるというのが常であろう。優柔不断な君主とは、直面する危険を避けるために、大体において中立の道を選び、その結果、破滅するのである」。

Della ragion di stato e delle cause della grandezza delle città (1589) にある論文の著者、ボテロ (Botero, 1533-1617) は、その若干の追加“Aggiunte”を一五九八年に出版した。そのなかにおいて、中立が簡潔に扱われており、中立を政治的観点から考察している。

(35) メロリアの戦いは、一〇〇〇〇〇人のピサ人捕虜が捕らえられたが、これは、この時代のピサの人口に比べて膨大な数であると報告されている。ピサのこの膨大な捕虜から、「ピサを見たいと思う者はジェノヴァへ行くべし」という諺が生まれた。

(36) Pardessus, *Collection de lois maritimes antérieures au XVIII<sup>e</sup> siècle*, III, 85.

(37) 前述のカサレギス (Casaregis) 編における *Consolato del mare*, sec. 287

(38) *Ibid.*, sec. 169.

(39) *Ibid.*, sec. 245, 285.

(40) Twiss, *The Law of Nations*, II, p. 143.

(41) 二二七章および二二八章は、捕獲の急迫の危険性、または、敵による現実の捕獲による身代金の場合について規定している。商人または貨物の所有者は、船舶の所有者に比例して、身代金を出すべきであるとされた。

(42) 一六世紀末から、イタリア諸国は、平時においても、イスラム諸国に武器および一般的に戦時禁制品を運ぶための船舶を捕獲した。Gentili, *Hispanicae advocacionis libri duo*, Book I, chs. xx, xxv が議論する事例を参照。

(43) 一六一七年、ヴェネツィア人は、イギリス船舶に荷を降ろし、オスーナ公 (the Duke of Ossuna) との戦争に奉仕する (serve) ように強制した。

(44) Gentili, *Hispanicae advocacionis libri duo*, Book I, ch. xxvi: アルコンの遠征のためにイギリス船を使うトスカナ人によって戦時徴用を受ける、同イギリス船についての支払いの要求参照。

(45) “Nec caricabunt nec portabunt in nabigis eorum supradictis bona, aut mercimonia alicuius inimici nostri, aut inimicorum nostrorum, et casu quo fecerint petiti et interrogati per nostros, dicit Januenses debent immediate et sine dilatione (mediate iuramento suo, cui subditi nostri fidem dabunt) veritatem dicere, et fateri quae et qualia bona inimicorum nosto-

rum, vel inimici, ducunt in navibus suis, et illa sine qua difficultate tradere et deliberare capitaneis vel ducentibus navigia nostra pro custodia maris, vel alijs subditis nostris, quos obviare contingeret navibus dictorum Januensium ubicumque super mare, recipiendo pro rata naui vel affretamenti huiusmodi mercium inimicorum.”

(46) Gentili, *Hispanicae advocacionis libri duo*, Book I, ch. xxvi が議論する事例参照。

(47) Walker, *A History of the Law of Nations*, p. 136 は、「ヴェネツィア人とシエノヴァ人は、戦時には、中立のギリシヤ船舶を捜し、船上に隠れていた敵の市民を捕虜にした」と述べている。

(48) Gentili, *Hispanicae advocacionis libri duo*, Book I, chs. xii, xv が議論する事例参照。

〔追記〕本号掲載分は、監訳者が大学院で共同担当している「国際法演習」で倉重奈苗、吉川亨、樋口圭介、山田雅一、戸田博也、渡辺真砂世、渡辺泰之、貞広亜希子、菊地肇哉君が担当した箇所である。